

介護職員等特定処遇改善にかかる情報公開（見える化）

令和元（2019）年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人におきましても、令和5（2023）年5月より加算を算定させていただきます。

当該加算を算定するにあたり、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

【職場環境等要件について】

① 入職促進に向けた取組

- ・法人理念をもとに各事業所ごとにケアの方針、その実現に向けた具体的取組内容を職員間で話し合い明確化しています。
- ・入職事前見学、大学、専門学校、地域の中学校からの職業体験の受け入れを積極的に行っています。
- ・地域の公園清掃や地域自治会と協働によるお祭りや防災訓練を実施しています。

② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・理念、ケアの方針をもとに個別目標計画の立案、実施。これをもとに管理者による面談を定期的実施しています。
- ・資格取得やより専門性の高い技術取得のための講義、研修への参加について、勤務シフトの相談、考慮等を行い受講しやすい環境を整えています。

③ 両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家庭等の介護等と仕事の両立を目指す職員のために、育児休業制度、介護休業制度の活用を進めています。また、子育て、介護等それぞれの家庭の状況に応じた勤務シフトの相談、考慮等により両立支援を行っています。
- ・業務や福利厚生、メンタルヘルスに関する相談窓口を設置、また定期的にヒアリングの機会を設け相談体制を整えています。

④ 腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間労働者も含め、定期的に健康診断を実施、職員の休憩室を確保しています。
- ・職員の健康管理、ストレスマネジメント研修を定期的実施しています。
- ・入浴介助において座面昇降する機械浴を導入し、介助者の身体的負担の軽減を図っています。
- ・雇用管理責任者を選任し、労働安全、健康管理に対する研修を受講している。

⑤ 生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・タブレット端末導入による情報共有が容易になり業務量の軽減を図っています。

- ・テレビ電話導入による見守りが可能になり業務量が軽減されています。
 - ・環境整備委員会の設置で 5S 活動の実践により職場環境の整備を行っています。
 - ・個別の業務手順書の作成により、正確な情報共有がスムーズになされています。
- 加えて、定期的に記録や報告様式について意見交換し、見直し更新しています。

⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ・介護計画立案において、職員担当制とし、担当ご利用者のケアに対する気づきをミーティング等において意見交換する機会を設けています。また、ミーティングにおけるファシリテーターを職員全員が担当し、主体性をもって参加するようにしています。
- ・地域包括ケアの一員として、事業所のスペースを地域の交流の場として提供し、活動を支援しています。また、年に 1 回の地域自治会と共同でお祭りを開催、子どもを含めた地域住民と交流を行っています。
- ・法人研修の実施により理念の共有及び地域包括ケアシステムの理解を深める機会を設けています。また、研修委員会を設置し、職業倫理、法令順守をはじめ認知症、介護保険等に関する研修を計画的に実施しています。